

10 第一期を選挙戦、第二期を選挙後の党組織運動とすべきであるが、第一期は、党日常事務と関連して、既に失業救済、東洋地元の引下げ、銀紙事件に関連する既成政策の確立運動として展開されつゝ、あると、選挙後の闘争は本大会に於ける運動方針と密接に連る恐れある故に、総選挙対策としては、主眼を選挙戦に置いた。

主 文

一、総選挙政策

(1) 各党選挙政綱

一、徹底普選の獲得

銀行普選法の有つ欺瞞性を破却し一級無産大衆の言論、出版、集會及び信社の自由を完全に確保するのが憲民政治を目的と我等の根本的選挙である。

一、満二十才以上の男女、選挙権並に被選挙権

二、居住制限、居住制限、飲酒権の撤廃

三、大選挙正比例制の採用

四、無産階級抑圧法令の廃止

田中内閣の下に置かれた政黨は、選挙運動中、田中内閣の内幕のものを、政治動向に非ずして、既成政治全体の眞面目な責任の一端にすぎない。唯その餘りなる際、等々と勝算無人なる欺瞞とを備々一大政敵をもたらしにものといふべきである。従つてこれを正すに政治的の公開政治を以てし憲政的の組織修正政策を以てする。汝口内閣の対応策は断じて不可である。その據つて来る根本に吾等を加へ、政治に纏る禍弊を一掃しなければならぬ。

全権政治の打破、無産政治の更替ことは、それが根本的の解消である。

一、党費の公制

二、秘密の廃止

三、職権濫用の収賄官失職罰法の制定

四、鉄道土木事業の公正

三、失業の救済

汝口内閣の整理整理政策の一部を融資本則に奉仕すべき公債の市価維持政策の